令和７年６月９日

第２回江津市議会定例会

議　　案

江津市

報告第１号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

専決処分第２号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１８０条第１項の規定により、道路の管理瑕疵に起因して発生した車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和７年３月１９日

江津市長　中　村　　中

損害賠償の額の決定及び和解について

道路の管理瑕疵に起因して発生した車両事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事　故			損害賠償の額
発生年月日	場　所	概　要	
令和７年 ２月 26 日	江津市敬川町 （市道江津敬川海岸線）	自家用車で走行中、市道路肩の窪地で車両左側前後のタイヤを破損した。	51,367 円

報告第２号

令和６年度島根県江津市一般会計繰越明許費繰越の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第１４６条第２項の規定により、別紙令和６年度島根県江津市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので報告する。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

令和6年度　島根県江津市一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位:円）

款	項	事　業　名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2.総務費	1.総務管理費	普通財産管理費	7,907,000	7,907,000					7,907,000
2.総務費	1.総務管理費	DX推進事業	5,505,000	5,505,000					5,505,000
2.総務費	3.戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	7,020,000	4,122,531		4,122,000			531
3.民生費	1.社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	118,728,000	24,143,171		24,143,171			
6.農林水産業費	1.農業費	農地費	6,000,000	6,000,000					6,000,000
6.農林水産業費	1.農業費	ライスセンター再編整備事業	492,000,000	485,651,920		171,182,000	300,800,000		13,669,920
6.農林水産業費	1.農業費	人・農地ビジョン推進事業	8,354,000	6,054,000		6,054,000			
6.農林水産業費	1.農業費	農林水産物直売所支援事業	3,000,000	3,000,000					3,000,000
6.農林水産業費	1.農業費	農地有効利用支援事業	3,267,000	2,002,000		950,000		500,500	551,500
6.農林水産業費	1.農業費	農地耕作条件改善事業	55,200,000	35,610,381		15,577,800	13,700,000	3,894,412	2,438,169
6.農林水産業費	1.農業費	計画策定等事業	8,858,000	8,858,000		6,200,000			2,658,000
6.農林水産業費	1.農業費	都野津畑地潅漑水路撤去事業	30,949,000	12,196,000					12,196,000
6.農林水産業費	2.林業費	林業専用道開設事業	45,000,000	22,768,000		12,357,400	10,100,000		310,600
7.商工費	1.商工費	観光費	3,200,000	2,882,000			2,800,000		82,000
8.土木費	2.道路橋梁費	道路維持補修事業	22,000,000	22,000,000	11,000		21,500,000		489,000
8.土木費	2.道路橋梁費	市道敬川試験場線側溝改良事業	15,000,000	9,868,596		5,267,217	4,000,000		601,379
8.土木費	2.道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	11,000,000	11,000,000		6,399,197	4,600,000		803
8.土木費	2.道路橋梁費	通学路整備事業	103,000,000	16,612,164		9,412,164	7,200,000		
8.土木費	5.都市計画費	地域景観形成促進事業	5,500,000	2,105,400					2,105,400
8.土木費	5.都市計画費	景観改善推進事業	1,877,000	1,371,925					1,371,925
8.土木費	5.都市計画費	都市公園管理事業	10,710,000	10,710,000			10,700,000		10,000
8.土木費	5.都市計画費	公園施設長寿命化事業	2,400,000	2,340,000	33,000	1,067,250	1,200,000		39,750
8.土木費	5.都市計画費	都市下水路管理費	80,000,000	72,805,100			69,000,000		3,805,100
8.土木費	5.都市計画費	狭あい道路拡幅整備事業	10,000,000	9,918,000		4,959,000			4,959,000
8.土木費	5.都市計画費	住環境整備事業	4,703,000	4,702,400					4,702,400
8.土木費	5.都市計画費	防災集団移転促進事業	204,148,000	175,240,315		49,130,000	97,800,000		28,310,315
8.土木費	6.住宅費	住宅管理事業	12,705,000	12,705,000		2,110,000			10,595,000
10.教育費	2.小学校費	西部統合小学校建設事業	231,943,000	194,988,807	78,000		171,500,000		23,410,807
11.災害復旧費	1.農林水産業施設災害復旧費	現年発生農業用施設災害復旧事業	2,000,000	2,000,000					2,000,000
11.災害復旧費	1.農林水産業施設災害復旧費	現年発生林道災害復旧事業	4,000,000	4,000,000			1,000,000		3,000,000
11.災害復旧費	1.農林水産業施設災害復旧費	現年発生農地災害復旧事業	13,345,000	7,295,000	80,000	3,971,876	300,000	288,373	2,654,751
11.災害復旧費	2.公共土木施設災害復旧費	現年発生公共土木施設災害復旧事業	55,000,000	29,307,945	84,000	5,219,441	17,300,000		6,704,504
合　計			1,584,319,000	1,215,670,655	286,000	328,122,516	733,500,000	4,683,285	149,078,854

報告第３号

令和６年度島根県江津市水道事業会計予算繰越の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第２６条第３項の規定により、別紙令和６年度島根県江津市水道事業会計予算繰越計算書のとおり繰り越したので報告する。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

令和6年度島根県江津市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	他会計負担金	工事負担金	自己財源			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	送配水施設整備費	285,904,000	126,031,480	151,640,000	0	58,400,000	644,000	55,648,000	36,948,000	8,232,520	0	配水管支障移転の原因となった他の公共事業の遅延等により、年度内完成が困難となったため。
計			285,904,000	126,031,480	151,640,000	0	58,400,000	644,000	55,648,000	36,948,000	8,232,520	0	

報告第４号

令和６年度島根県江津市下水道事業会計予算繰越の報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第２６条第１項の規定により、令和６年度島根県江津市公共下水道事業会計予算について、別紙予算繰越計算書のとおり繰り越したので、同法第３項の規定に基づき報告する。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

令和6年度島根県江津市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	説明
						国庫補助金	企業債	一般会計負担金	工事負担金	自己財源		
1. 資本的支出	1. 建設改良費	公共下水道施設整備費	円 416,549,000	円 158,533,527	円 258,015,473	円 93,276,150	円 120,900,000	円 0	円 10,940,774	円 32,898,549	円 0	●先行工事における現地土質条件による工法変更に係る検討・照査に伴い工期を変更したため ●半導体供給不足による機器の納期遅延となったため
		集落排水施設整備費	10,500,000	0	10,500,000	10,300,000	0	0	0	200,000	0	国庫補助金交付決定時期が3月になったことにより事業実施期間が不足したため
計			427,049,000	158,533,527	268,515,473	103,576,150	120,900,000	0	10,940,774	33,098,549	0	

承認第２号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

専決処分第３号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和７年３月２１日

江津市長　　中　村　　中

江津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

江津市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年江津市条例第 367 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

江津市条例第２３号

江津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

江津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年江津市条例第367号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円」に改め、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の江津市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた江津市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号イに規定する障害補償年金及び同条第６号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

承認第３号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

専決処分第４号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

江津市長　　中　村　　中

江津市税条例の一部を改正する条例制定について

江津市税条例（昭和 29 年江津市条例第 41 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

江津市条例第２４号

江津市税条例の一部を改正する条例

江津市税条例（昭和29年江津市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の３中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の２第１項ただし書中「若しくは法第314条の２第４項」を「、法第314条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第82条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

第89条第２項第２号中「同条第16項」を「同法第２条第16項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第82条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第２項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の３第２項第１号中「及び法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第10条の２第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の３第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の１項を加える。

14　市長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該

特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第16条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２　令和８年４月１日以後に第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（１）　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

（２）　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙

巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１）　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２）　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第34条の２、第36条の２第１項ただし書、第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定　令和８年１月１日

（２）　附則第16条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定　令和８年４月１日

（３）　第18条及び第18条の３の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の江津市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用

し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第34条の２及び第36条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第36条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の江津市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第36条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第５条　新条例第82条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第６条　次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月30日までの間に、江津市税条例第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第16条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）　江津市税条例第94条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（２）　新条例附則第16条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

承認第４号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

専決処分第５号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

江津市長　　中　村　　中

江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年江津市条例第 30 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

江津市条例第２５号

江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

江津市地域経済牽引事業の促進を重点的に図るべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年江津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第２条中「令和７年３月31日まで」を「令和10年３月31日まで」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

承認第５号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

専決処分第７号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

江津市長　　中　村　　中

水道法施行規則改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

水道法施行規則改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

江津市条例第２６号

水道法施行規則改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（江津市水道事業における水道施設の管理に関する技術上の業務を行う水道技術管理者の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　江津市水道事業における水道施設の管理に関する技術上の業務を行う水道技術管理者の設置等に関する条例（平成24年江津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第３条第８号中「第34条第１項及び第２項」を「第37条第１項及び第２項」に改める。

（江津市水道事業における水道布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督員の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　江津市水道事業における水道布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督員の設置等に関する条例（平成24年江津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第３条第11号中「第34条第１項及び第２項」を「第37条第１項及び第２項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

承認第６号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

専決処分第６号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

江津市長　　中　村　　中

令和６年度島根県江津市一般会計補正予算（第１０号）を定めることについて

令和６年度島根県江津市一般会計補正予算（第１０号）を別冊のとおり定めるものとする。

承認第７号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告する。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

専決処分第８号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和７年５月７日

江津市長　　中　村　　中

令和７年度島根県江津市一般会計補正予算（第１号）を定めることについて

令和７年度島根県江津市一般会計補正予算（第１号）を別冊のとおり定めるものとする。

議案第４１号

江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

江津市条例第　　号

江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年江津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４２号

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

別紙のとおり、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

江津市条例第　　号

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第42条を次のように改める。

（特定教育・保育施設等との連携）

第４２条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（２）　必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

（３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の

希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

（１）　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。

（１）　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（２）　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携

協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

（１）　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型事業者等

（２）　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

６　市長は、特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

７　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（１）　法第59条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（２）　児童福祉法第６条の３第12項に規定する業務又は同法第39条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

８　居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第１号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第１項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

９　事業所内保育事業（第37条第２項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。

10　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第６条の３第12項第２号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第５条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満３歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満３歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

附則第５条中「10年」を「15年」に改める。

（江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

（保育所等との連携）

第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第

４項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第２項第３号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

（１）　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（２）　必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

（３）　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

（１）　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において

「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。

（１）　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（２）　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

（１）　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型事業者等

（２）　事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6　市長は、家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

7　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（１）　子ども・子育て支援法第59条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（２）　法第６条の３第12項及び第39条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第３条中「10年」を「15年」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４３号

江津市乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

江津市条例第　　号

江津市乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

江津市乾燥調製施設の設置及び管理に関する条例(平成 11 年江津市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

水分区分	利用料の範囲	利用料金の範囲
15.5 パーセント以下	籾重量１キログラムにつき	25 円以下
15.6～18.0 パーセント	籾重量１キログラムにつき	27 円以下
18.1～20.0 パーセント	籾重量１キログラムにつき	29 円以下
20.1～22.0 パーセント	籾重量１キログラムにつき	32 円以下
22.1～24.0 パーセント	籾重量１キログラムにつき	35 円以下
24.1～26.0 パーセント	籾重量１キログラムにつき	38 円以下
26.1～28.0 パーセント	籾重量１キログラムにつき	41 円以下
28.1 パーセント以上	籾重量１キログラムにつき	44 円以下

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４４号

江津市AI乗合交通に関する条例の制定について

別紙のとおり、江津市AI乗合交通に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

江津市条例第　　号

江津市AI乗合交通に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、公共交通空白地域又は時間的空白が生じる地域住民の交通手段を確保するとともに公共交通の利用促進を図ることを通して公共の福祉に資するためAI乗合交通を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　AI乗合交通　予約・配車システムの指示等を受けて運行する車両を用い、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定により国土交通大臣の登録を受けて行う有償運送事業をいう。

⑵　予約・配車システム　人工知能及びデータ処理技術等の活用により利用者の予約に応じて最適化した運行経路等を演算する電子情報処理組織のことをいい、予約受付の確定、配車及び運行スケジュールの指示、並びに運行状況の進捗等を一元的に管理する機能を具備した統合システムをいう。

⑶　デジタル定期券　特定のチケットサイトにおいて発行される乗車券をいう。

（管理）

第３条　AI乗合交通は、市長が管理する。

（運行区域等）

第４条　AI乗合交通の運行区域は、波積町全域、黒松町、都治町、後地町、浅利町（浅利海水浴場入口バス停留所以東）、松川町市村、松川町上河戸、松川町下河戸、松川町上津井及び松川町畑田にわたる区域とし、その運行日、乗降場所及び運行時間については別に定める。

（料金）

第５条　AI乗合交通の利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表に定める額を利用者から徴収する。

⑴　普通料金

⑵　特定料金

⑶　デジタル定期券料金

２　市長は、特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、料金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第５条関係）

料金区分	料金	条件等
普通料金	１回の乗車につき　400 円	乗降場所にＪＲ山陰本線の駅、又は石見交通バス路線の停留所を含まない場合
特定料金	１回の乗車につき　200 円	乗降場所にＪＲ山陰本線の駅、又は石見交通バス路線の停留所を含む場合
デジタル定期券料金	2,000 円	利用の日から起算して最大30日間有効

備考

１　小学生が利用する場合の料金は、上記金額の半額とする。

２　小学生未満の者が利用する場合の料金は、無料とする。

議案第４５号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

江津市条例第　　号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年江津市条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	１回につき　10,400円
投票所の投票管理者	日額　12,300円
期日前投票所の投票管理者	日額　10,800円
開票管理者	１回につき　10,400円
投票所の投票立会人	日額　10,500円
不在者投票所の外部投票立会人	時間額　1,235円
期日前投票所の投票立会人	日額　9,300円
開票立会人	１回につき　8,600円
選挙立会人	１回につき　8,600円

」を

「

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第１項に規定する費用の額に準ずる額
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	
開票立会人	
選挙立会人	

」に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙に適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第４６号

第６次江津市総合振興計画後期基本計画を定めることについて

別冊のとおり、第６次江津市総合振興計画後期基本計画を定めることについて、江津市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成 22 年江津市条例第 15 号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

議案第４７号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

記

１　契 約 の 目 的　　江津東小学校（教室棟）外壁改修他工事

２　契 約 の 方 法　　簡易型一般競争入札

３　契約金額　　１４７，４００，０００円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 13,400,000 円

４　契約の相手方　　江津市桜江町川戸４７２番地１

今井産業株式会社

代表取締役 今井久師

議案第４８号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中

記

１　財産の表示

種　　類	数　　量
① 児童生徒用タブレット端末	1,590 台
② 学習支援ソフト、フィルタリングソフト	1,383 台分

２　契　約　名　　江津市立小中学校学習者用タブレット端末更新

３　取 得 方 法　　随意契約

４　取得予定金額　　９４，７４６，９６０円（税込）

５　相　手　方　　松江市学園南二丁目 10 番 14 号

ティーエスケイ情報システム株式会社

代表取締役 CEO　高尾　忍

議案第４９号

令和７年度島根県江津市一般会計補正予算（第２号）を定めることについて

令和７年度島根県江津市一般会計補正予算（第２号）を、別冊のとおり定めるものとする。

令和７年６月９日提出

江津市長　中　村　　中